

審議案件 1. 「銅鰐口」（荒立神社所蔵）に係る県指定の指定について

名 称 銅鰐口
種 別 有形文化財
所有者 個人
所在地 高千穂町大字三田井 4 6 4 荒立神社

本鰐口は、法量は面径 19.6 cm、総厚 7.5 cm、肩厚 4.5 cm。銅鑄造製で、甲盛りを抑えた円形の鼓面を両合わせにした形で、合わせ目に鑄バリを残し鑄^{しのぎ}状となる。耳は小ぶりで片面交互式、側面の左右両端の目を結んだ線は鼓面中央を中心とする水平線よりわずかに下にずれている。唇の張り出しは目より小さく、両目の下部、鼓面の最下部ともほぼ均一である。鼓面の意匠は、表裏同じで中心の撞座区（素文）から外区まで二条の紐帯で三区に分かれている。片面の外区には刻銘がみえる。

銘には「天授六^{てんじゆ} 十二月十三日」とあり、これは県内に現存する鰐口の中で最古の紀年銘である。「肥州味木庄^{ひしゅうあまきのしょう}」は熊本県上益城郡御船町周辺を指す。味木庄は、甘木庄とも記し、鎌倉末期には摂関家領（^{てんかわたり}殿下渡領）の一つである平等院領であった。鰐口はここにあった「池山寺」に最初に奉納された。荒立神社に移った時期や経緯は定かではない。

目の張り出しが大きく、上部と下部とでは張り出しの大きさが異なることなど時代がくだる要素も一部あるが、素文の撞座、耳の形状や唇の張り出し、鼓面を区画する二条線、肩の鑄バリを残した素朴で大らかな仕上がりなど古様の特徴を備えており、天授六年（1380）の年紀銘は妥当であると考えられる。

以上より、本県の工芸史上意義が大きいことから指定すべき文化財であると考えられる。

○指定基準（個別基準：県指定有形文化財の指定基準）

(2) 工芸品の部

イ 本県の工芸史上又は文化史上特に貴重なもの



銘文

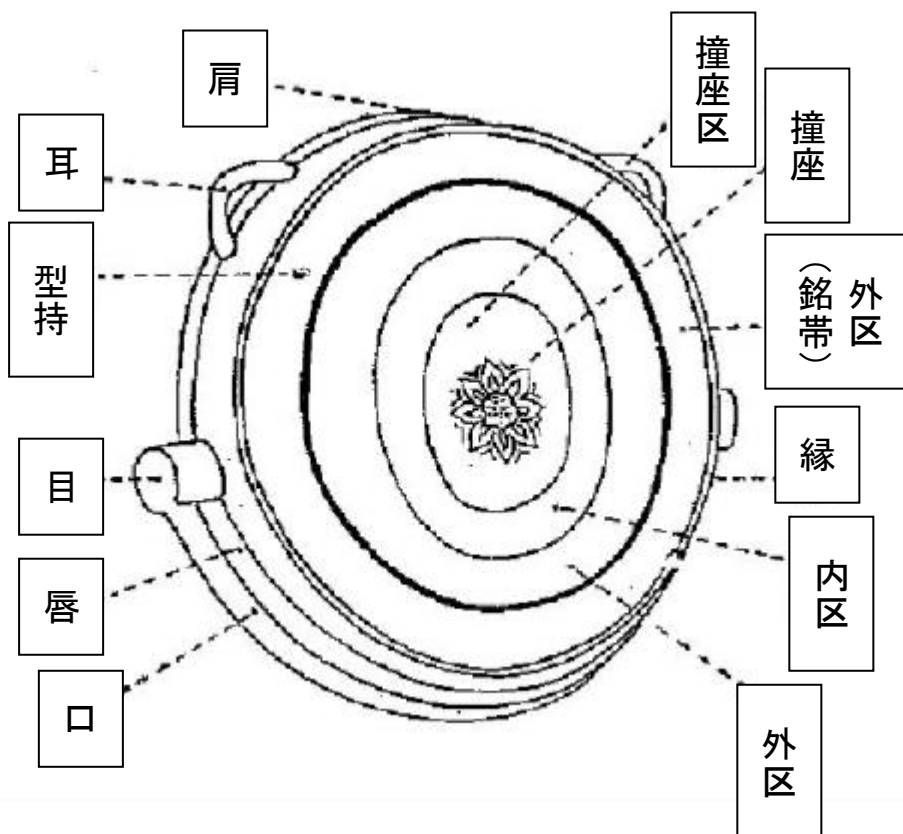
片面の外区左右に次の陰刻銘がある。

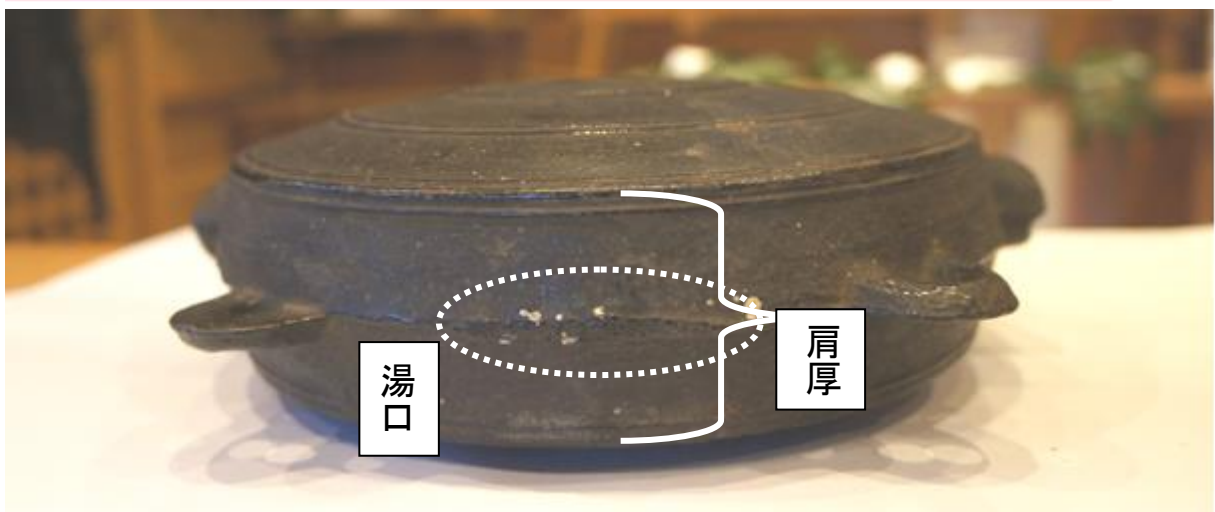
(右廻り) 「奉施入 肥州味木庄池山寺鱈口」
(左廻り) 「天授六 十二月十三日 願主敬白」



天授六

各部名称





審議案件 2. 「銅鰐口」（宮崎県総合博物館所蔵）に係る県指定の指定について

名称 銅鰐口
種別 有形文化財
所有者 宮崎県
所在地 宮崎市神宮 2 丁目 4 - 4 宮崎県総合博物館

本鰐口は、法量は面径 30.7 cm、総厚 14.7 cm、肩厚 9.6 cm、^{つきざけい}撞座径 9.0 cm。銅鑄造製で、甲盛りを持たせた円形の鼓面を両合わせにした形で、^{しのぎ}合わせ目は鎬状となる。耳は小ぶりで片面交互式、側面の左右両端の目を結んだ線は鼓面中央を中心とする水平線より下にずれている。唇の張り出しは目よりわずかに小さく、両目の下部、鼓面の最下部ともほぼ均一である。鼓面の意匠は、表裏同じで中心の撞座区から外区まで二条の紐帯で三区に分かれており、撞座は素弁八葉の蓮華文である。両面の外区には刻銘がみえる。

この鰐口は、昭和 41（1966）年に個人より宮崎県総合博物館に寄贈された。片面には「永徳元暦辛酉十月日」と刻銘があり、県内に現存する鰐口の中で 2 番目に古い紀年銘をもつ。「安良」とあるのは、^{かのとり}鹿児島県霧島市横川町の安良神社と考えられ、ここに最初に奉納された。もう片面には「文明十三五月十五日」「義門寺」の銘があり、国富町本庄にある義門寺の「六代門阿」が鰐口を置いたことがわかる。その後の所在場所は、国富町本庄の「六日町観音堂」（『宮崎県史跡調査第五輯』昭和 2（1927）年等）とされているが、この鰐口がどこで鑄造されどのような経緯でこのように移動したのかは不明である。

面径は中世の鰐口としては標準的な大きさであるが、総厚は径のほぼ半分にも及ぶ堂々たるもので、鎌倉時代の遺風を残した厚手の鰐口である。素弁八葉の蓮華文の撞座は本品最大の特徴で細部まで丁寧に仕上げられている。小ぶりの耳、鎬立った肩、ほぼ同じ高さで張り出した目と唇など、いずれも古様で永徳元年（1381）の制作時期は妥当であると考えられる。また保存状態が良好で、姿形が洗練された優品であるといえる。

以上より、本県の工芸史上意義が大きいことから指定すべき文化財であると考えられる。

○指定基準（個別基準：県指定有形文化財の指定基準）

(2) 工芸品の部

- ア 各時代の遺品のうち製作が特に優秀なもの
- イ 本県の工芸史上又は文化史上特に貴重なもの



銘文

両面の外区左右に次の陰刻銘がある。

(右廻り) 「奉施入 鰐口銘」

(中央上) 「安良宝前」 (中央下) 「大願主正欽」

(左廻り) 「永徳元暦 辛酉 十月日」

(右廻り) 「文明十三五月十三日」

(左廻り) 「義門寺六代門阿置之願主勝阿禪門土器」



